



# 保育施設への年度途中入所申込みのご案内



保育所・こども園の保育部分・小規模保育事業所等の保育施設は、保育を必要とする要件がある家庭のみ入所できます。入所申込みは、保育を必要とする認定（以下「2・3号認定」）の申請と同時に行います。

## 申し込みできる家庭

次の1・2の両方に当てはまる家庭が、釜石市の2・3号認定の対象となり、保育施設の入所申込みができます。

1. 保護者と申込児童の住民票が釜石市にある。もしくは平成30年3月31日までに釜石市に住民票を移す予定がある。
2. 申込児童の保護者（原則として父母）が次のいずれかの事情で保育できない状態にある。
  - (1) 1カ月に64時間以上就労している（自営業・夜間勤務・内職などを含む）。
  - (2) 出産の前後である（出産予定日8週前の月の初日から出産後8週の月の末日まで）。
  - (3) 病気、負傷、心身に障がいがある。
  - (4) 病気や高齢の親族の看護・介護をしている。
  - (5) 火災、風水害、震災等の被害があり、復旧に当たっている。
  - (6) 求職活動をしている（入所後2か月以内に就労決定することが前提）。
  - (7) 1カ月に64時間以上就学している。
  - (8) その他、上記に類する状態と市長が認めた場合。

### 【ご注意ください】

・2・3号認定を受けた後、または保育施設等に入所した後に上記の要件に該当しなくなったときには、保育施設等の利用ができなくなり、2・3号認定も取り消します。

例) 求職活動の期限である2か月以内に就労しない場合。

※認定こども園の幼稚園部分をお申込の場合は直接園へお問い合わせください。

## 申込できる保育施設

分類	保育施設名	受入可能月齢	定員	所在地
認定こども園	かまいしこども園（保育部分）	生後3か月～就学前	80	天神町5-13
	甲東こども園（保育部分）	生後3か月～就学前	135	野田町4-6-8
	市立上中島こども園（保育部分）	生後8週～就学前	85	上中島町3-5-17
	平田こども園（保育部分）	生後2か月～就学前	66	大字平田4-10-2
	正福寺幼稚園（保育部分）	3歳～就学前	24	甲子町10-8-4
認可保育所	中妻子供の家保育園	生後3か月～就学前	100	中妻町1-13-22
	釜石神愛幼児学園	生後8か月～就学前	80	上中島町4-2-20
	小佐野保育園	生後8か月～就学前	70	小佐野町3-4-10
	鶴住居保育園	生後2か月～就学前	70	鶴住居町3-10
	ピッコロ子ども倶楽部桜木園	生後2か月～就学前	60	桜木町1-5-18
小規模保育事業所	(A型) スクルドエンジェル保育園かまいし園	生後3か月～2歳	19	甲子町9-12-1
	(B型) 虹の家	生後6か月～2歳	16	中妻町1-16-10
	(B型) ベビーホーム・虹	生後6か月～2歳	12	小佐野町3-2-244

※2歳までの施設は、満3歳になった年度の3月31日まで在園できます。

## 保育料の決定方法

保育料は子どもの保護者の市民税課税額の合計額により決定します。  
毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市民税額に基づく保育料      当年度の市民税額に基づく保育料

※保育所、幼稚園、こども園にきょうだいと同時に入所している場合、第2子以降の保育料は無料となります。

※市が定める保育料のほか、教材費・アルバム代等の実費徴収がある場合があります。



詳しい保育料は  
こちらから  
(釜石市の  
ホームページ)

## 年度途中入所手続きの流れ

**【入所申込】**  
申込希望月の  
前月15日まで

入所申込は、**入所希望月の前月1日から15日（土日祝日の場合は直前の平日）までの期間に市子ども課窓口**で受付しています。  
※2、3月のみ、4月入所調整のため期限が早まります。  
別紙の必要書類案内を基に書類をご提出ください。  
期限を過ぎての提出や不足書類がある場合は申込を受付できませんのでご注意ください。

**【入所審査】**  
毎月15日～  
20日前後

各施設に受入可能人数を確認し、入所調整を行います。  
受入に対して入所希望者多数の場合は、書類・面談で確認した家庭状況により優先度を判定し、優先順位の高い家庭から決定します。

**結果通知**  
毎月20日～  
23日前後

申込後1度目の審査は、入所の可否に関わらず結果が確定した順に電話連絡します。  
《入所決定した場合》…園との面談後、入所の準備をしてください。  
《待機となった場合》…年度内（3月入所まで）は審査を継続します。  
※翌月以降の審査結果は、入所決定の場合のみ連絡いたします。

**【認定証交付】**  
申込から  
30日以内

入所の可否に関わらず、保育認定した家庭に「子ども・子育て支給認定証」を交付します。  
※支給認定証は、保育施設への入所申込み資格があることを証明する書類です。入所決定をお知らせするものではありません。

## 申込手続き等の問い合わせ先

釜石市子ども課

電話：0193-22-5121

場所：釜石市大渡町3-15-26 保健福祉センター2階